

知行取の種類

福井藩士の知行取は「ちぎょうとり地方渡」と「じかたわたし御蔵出」とに分けられ、さらにそれぞれ2種類ありました（ただし時期によって異なる）。

○地方渡(1)…本多家（および「じょうきょうはんち貞享の半知」前の全知行取）

ちぎょうち知行地への独自の支配権（徴税権や裁判権）を持っていました。

○地方渡(2)…「貞享の半知」後の600～4500石の知行取

知行地への支配権は限定的で、徴税は藩直轄地に準拠し、裁判権はこおりぶぎょう郡奉行が担いました。くちまいぶまい口米や夫米などの付加税を受領できました。

○御蔵出(1)代官付給人…「貞享の半知」後の550石以下の知行取

城下近郊の藩の蔵入地（代官領）に知行地が指定され、年貢率は代官がおぶぎょう御奉行と協議のうえ決定しました。「蔵出」とはいえ、給人は藩の米蔵から米を支給されたわけではなく、知行地の村から直接受領しています。口米や夫米は藩庫に入ったため受領できません。

○御蔵出(2)明里御蔵出

知行地の指定はなく、城下の明里の御米蔵から支給されました。付加税は受領できません。



明里の御米蔵 3千坪の敷地に34棟
『福井県足羽郡誌 前篇』より

*知行取でも、幼少でかどく家督相続した場合

一定年齢に達するまでふちまいとり扶持米取となる規定がありました。

例：河崎家3代当主・かつづく勝承の場合

2歳で家督相続 父の知行150石ではなく15人扶持（給与額27石）

⇒18歳でしんち新知100石 ⇒57歳で50石加増…もとの150石に